

令和4年4月1日から

佐久市における家庭ごみの分別が変わります

変わること

「埋立ごみ」のうち、「ゴム・革製品」や「わた製品」、「プラスチック製品(容器包装プラスチックを除く)」等を、また、「スポンジ製品」や「低反発素材製品」(これまで民間廃棄物処理業者で処理)を、「可燃ごみ」として出せるよう変更します。

令和4年4月1日から変更

埋立ごみ

● 変わらずに「埋立ごみ」のままのもの



その他 灰など

可燃ごみ

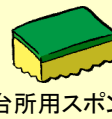
新 「可燃ごみ」に変更になるもの

一部例

● ゴム・革製品



● わた・スポンジ・低反発素材製品

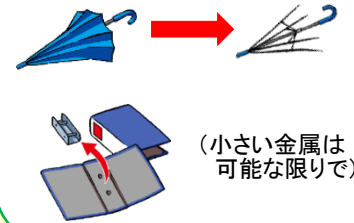


● プラスチック製品(容器包装プラスチックを除く)



● その他(乾燥材・ペットの砂・シリコン製品など)

金属部分は外してください。
外した金属は、
【資源B(金属類)】へ。



これまでどおり「可燃ごみ」のままのもの

- 生ごみ(臼田地区除く)
- 木類(長さ50cm以内、直径5cm以内)
- リサイクルできない紙類
- マスク・湿布
- 汚れを落とすことが困難な容器包装プラスチック

※袋に入らないものはこれまでどおり、うな沢第2最終処分場に自己搬入してください。

※マットレス、家具類、建築廃材、大型金属類はこれまでどおり、民間廃棄物処理業者での処理をお願いします。

変わらないこと

- ・古紙類【資源 A】
- ・缶・布・紙パック類【資源 B】
- ・ペットボトル【資源 C】
- ・雑びん【資源 D】
- ・容器包装プラスチック【資源 E】



変わらず、
「資源物」の分別を
お願いします。

- ・家具類(マットレス、ベッド、ソファ、机、畳等)
- ・建築廃材(トタンや樹脂製の波板、断熱材、塩ビ管等)
- ・大型金属類(自転車、ホイール、スチール棚等)
- ・長さ 50cm・直径 5cmを超える木類
- ・電気毛布、ホットカーペット、魔法びん、タイヤ等



変わらず、
民間廃棄物処理業者で
処理をお願いします。

- ・上記以外で指定袋に入らない大きなごみ(ふとん、
大型プラスチックごみ、ゴルフバッグ等)

- ・小型家電類



変わらず、
うな沢第2最終処分場への自己搬入
をお願いします。

※小型家電類の小さいサイズは本庁、各支
所回収ボックスもご利用いただけます。

Q&A (皆さんの疑問にお答えします)

<p>Q1. なぜ「ゴム・革製品」や「わた製品」、「プラスチック製品(容器包装プラスチックを除く)」等を、「可燃ごみ」に分別変更するのですか？</p>	<p>A1. 【理由①】 市民の皆さんにより分かりやすい分別とし、負担軽減を図ります。 高齢等によるごみの分別が困難な世帯や市外から転入・移住される皆さんにとって、ごみ分別はひとつの課題となっていることについても対応するものです。 【理由②】 うな沢第2最終処分場の延命化を行うことで、新たな最終処分場の整備に伴う環境負荷や大規模な市予算の投入を避けることができます。 これまで直接埋め立てられていたごみの量が大幅に減り、焼却処理により熱回収され、佐久平クリーンセンターで使用する電気に活用されます。 市としては、整備した新たなごみ焼却処理施設の能力を最大限に活用していきたいほか、最終処分場という限りある大切な財産をできる限り長く使用したいと考えています。</p>
<p>Q2. どうしてこのタイミングで分別変更を実施するのですか？</p>	<p>A2. 令和2年12月に新しいごみ焼却処理施設である佐久平クリーンセンターが本格稼働してから経過を見守り、施設を利用している他町村のプラスチック製品等を含めた焼却の状況、安定的な稼働について確認ができたことに伴い、今回の分別変更を実施するものでございます。</p>
<p>Q3. プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみのリサイクル強化については、どう考えているのですか？</p>	<p>A3. 国ではプラスチックごみのリサイクル強化を進めているところですが、現時点では自治体におけるプラスチックごみの一括回収に係るコストなど、検証段階にあるものもございます。 今後、国の進めるプラスチックごみのリサイクル強化について、国や県、他自治体の動きを注視し、効率的かつ経済的な実施内容等を慎重に検討し、取り組むべき内容が明確になった時点で、分別が困難な世帯に配慮しつつ、新たな分別変更を検討してまいります。</p>